

## 見附市農業委員会総会議事録

- |    |            |                              |          |          |
|----|------------|------------------------------|----------|----------|
| 1. | 開催日時       | 令和5年7月25日（火） 午後3時20分         |          |          |
| 2. | 開催場所       | 見附市役所 4階 大会議室                |          |          |
| 3. | 出席委員       | 11名                          |          |          |
|    |            | 1番 齋藤高央                      | 2番 渡邊和明  | 3番 佐藤徹   |
|    |            | 4番 小林平仁                      | 5番 三本友子  | 6番 齋藤義夫  |
|    |            | 7番 関谷常夫                      | 8番 三沢孝喜  | 9番 高橋行雄  |
|    |            | 10番 小杉義光                     | 11番 櫻井政志 |          |
| 4. | 欠席委員       | 1名 山田久栄                      |          |          |
| 5. | 議事日程       |                              |          |          |
|    | 日程第1       | 会議録署名委員の指名について               |          |          |
|    | 日程第2       | 報告1号 農地法第4条の規定による転用届出の受理について |          |          |
|    |            | 報告2号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について |          |          |
|    | 日程第3       | 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |          |          |
|    |            | 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請の許可について |          |          |
|    |            | 議第3号 新潟県農業会議会員の指名について        |          |          |
|    |            | 議第4号 専門部会の構成について             |          |          |
| 6. | 農業委員会事務局職員 |                              |          |          |
|    |            | 局長 北村保                       | 次長 伴内美和  | 係長 荳澤亜紀子 |
| 7. | 会議の概要      |                              |          |          |

(午後 3 時 開会)

議長 　ただ今から、令和５年７月の農業委員会総会を開会いたします。今日は、  
（関谷会長） 欠席委員１名、山田委員より欠席の報告がありました。現在の出席委員は、  
１１名でございます。よって、総会は、成立しております。招集案内により  
出席していただいている、農地利用最適化推進委員におかれましては、地域の  
議案もありますので、意見等ありましたら積極的な発言をお願いいたします。

はじめに、議事録署名委員の指名でございますが、議席番号順となっております。7月20日に開催しました臨時総会で、議席番号、1番 齋藤委員と2番 渡邊委員の2名にお願いしましたので、本日の総会は、3番 佐藤

徹委員と、4 番 小林平仁委員の 2 名をお願いします。

報告に入ります。「報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告をお願いします。

事務局  
(伴内次長)

報告第 1 号「農地法第 4 条の規定による転用届出の受理について」報告いたします。

申請地目は畑、3 筆、面積合計 4 1 7.9 5 m<sup>2</sup>です。申請地は昭和 31 年ごろ住宅を建築済みで、相続により申請人は申請地を取得しましたが、調査を行ったところ農地転用の手続きがなされずに建物が建っていることが判明したことから、農地転用の手続きを行うものです。

市街化区域内にある農地で、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので、受理したものです。報告は以上です。

議長  
(関谷会長)

事務局からの報告が終わりました。質問がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

質問は、ないようですので、これで報告を終わります。

続けて「報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告をお願いします。

事務局  
(伴内次長)

報告第 2 号「農地法第 5 条の規定による転用届出の受理について」報告いたします。

申請地目は畑、面積 2 5 0 m<sup>2</sup>です。転用目的は分譲住宅敷地で、売買による所有権移転です。

市街化区域内にある農地で、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので、受理したものです。報告は以上です。

議長  
(関谷会長)

事務局からの報告が終わりました。何か質問がありましたら、お願いします。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、これで報告を終わります。

議長  
(関谷会長) 議事に入ります。「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」上程いたします。「議第1号」について事務局より説明をお願いします。

事務局  
(菰澤係長) 「議第1号 地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。農用地利用集積計画による所有権移転です。申請地は畑の1筆、面積は130㎡です。譲受人は、以前から畑を耕作しており、このたび譲渡人の希望により農地を取得するものです。

この申請については、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長  
(関谷会長) 事務局の説明が終わりました。地区担当委員の池田委員より補足説明をお願いします。

池田委員 双方と面談を行い確認したところ、譲渡人の畑は5年前に相続で取得した土地ですが、譲受人は以前からこの畑の一部を耕作していたそうです。また農地の場所は譲渡人の自宅からも距離があり、加えて譲渡人は高齢のため、他の農地も委託し自らは耕作していないという状況です。譲受人の自宅は畑に隣接し、農機具も保有しており、年間を通して野菜等の耕作をする予定でありますので、売買については特に問題ないと思います。

議長  
(関谷会長) 事務局、地区担当委員の補足説明が終わりました。質疑、意見がありましたら発言をお願いします。

(質疑、意見なし)

質問ご意見ないようですので、質疑を打ち切り、採決に入りたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。議第1号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議第1号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。「議第2号」について、事務局より説明をお願いします。

事務局  
(伴内次長)

議第2号「農地法第5条の規定による許可申請の許可について」説明いたします。

1番から4番まで一連の案件は、保育園建設の計画し申請が出されたものです。1番、申請地目は田、5筆、面積合計3,415㎡。2番、申請地目は田、3筆、面積合計2,061㎡。3番、申請地目は田、面積829㎡。4番、申請地目は田、面積816㎡です。

申請地は市街化調整区域内の農用地区域外の農地で、水管、及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請に係る農地からおおむね500m以内にある公共、公益的施設として、市街化の誘因が期待できる都市公園である、熱田児童公園、南本町児童公園が存在していることから第3種農地と判断されます。

地元農家組合長から農地転用に関して支障がない旨の同意書が出されており、周辺の農地に与える影響はないものと考えられます。また、町内説明会も開催され町内会長からも同意書が出されています。

なお、本件に関する農地転用面積は合計7,121㎡であり、30アールを超える農地転用許可案件の場合、都道府県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとされていますので、今回議決されましたら新潟県農業会議常設審議会に本案件を上程します。

次に5番について説明します。申請地目は田、面積93㎡です。転用目的は物置建築及び庭敷地です。申請地は譲受人所有の宅地と隣接している土地で、昭和56年から譲受人と譲渡人の間で賃貸借により譲受人の物置敷地及び庭敷地として利用してきました。このたび当事者間で所有権移転することで話を進めたところ、地目が農地であることが判明し、農地転用許可申請が出されたものです。

次に6番、7番は関連して説明します。6番、申請地は畑、面積469㎡です。

転用目的は分家住宅建築敷地です。申請地は寺院の隣接地に位置し、現寺院兼住宅の老朽化が進んできたことから、譲受人が住宅建築を隣接地に計画し、転用許可申請が出されたものです。権利種別は使用貸借権の設定です。

7番は、申請地目は畑、面積114㎡です。転用目的は寺院の境内地敷地です。前段の6番に続き、申請地を譲受人である寺院に寄付し、境内地の景観をよくするため植栽したいというものです。

5番から7番は、いずれも申請地は市街化調整区域内の農地で、住宅が連坦する区域に隣接した農地で宅地化の状況などから第3種農地と判断されます。

また地元農家組合長から農地転用に関して支障がない旨の同意書が出されており、周辺の農地に与える影響はないものと考えられます。

説明は以上です。

議長

(関谷会長)

事務局の説明が終わりました。地区担当委員より補足説明をお願いします。1～4番については、池田委員より説明をお願いします。5番については、廣瀬委員より説明をお願いします。6、7番については、小林平仁委員より説明をお願いします。

池田委員

1～4番について、今ほど事務局から説明があった通りです。補足で説明させていただきますと、関係町内への説明会が7月8日、18日に開催されており、法人側から開発責任者、設計事務所の関係の方3名が説明に来ています。また、各農家組合長とも説明会を開催しており、ここでは用水の保守点検について農家組合から法人へ要望が出ており、8月中旬に法人側から回答いただけると聞いております。それ以外は説明会において特に問題事項はありませんでした。

廣瀬委員

5番について、現地確認と調査を行ってまいりました。事務局の説明の通りでありまして、こちらの手違いがあり大変申し訳なかったということでした。地図案内のとおり、住宅の中であり何ら周辺の農地に影響を及ぼすことがないと思います。

小林委員

6、7番について、今回の計画にあたり分筆を行ったというものでした。先ほど事務局から説明のありました通り進めたいということです。境内地の景観、雪捨て場などという形で活用したいということで、今回の申請に至ったということでした。案件としては特に問題はないと思います。

状況、経過についてお話ししますと、建設予定地が山の方に接しており急傾斜地になっています。土砂災害特別警戒区域のところになります。

また住宅建設するには、道路に面してなければできないので、当初は別の道路に面した土地を想定したのですが、業者から、農地取得は5反以上でな

いとできないと言われて断念したとのこと。農地の取得の下限面積要件が撤廃されており、関係ないはずですが、関係があるとすれば農振農用地ということだと思いますが、農振除外の観点からも、周辺部にあり理由が整っていれば、除外は必ずしも不可の土地ではないのではないかなと思いました。農地の話であります、この判断がよかったかどうか、議案の案件としては問題ないとは思いますが、ここに至る経過や解釈は問題があったのではないかと。きちんと指導していただいた方がいいと思いました。

議長  
(関谷会長)

事務局地区担当委員それぞれ補足説明が終わりました。質疑、ご意見がございましたらご発言をお願いします。

事務局  
(北村局長)

今の話については事務局には事前相談はなかったということですが。

小林委員

事務局には相談しておらず、業者から、こちらの土地(道路に面した農地)は駄目だといわれた。またこの農地の所有者は地元から出て行って今は誰もいない、いわゆる放棄地の心配もあるので、本来はこちらの農地のほうが良かったと思う。当人同士も了解されていたが、間に入った業者の解釈によって断念した。そういうところが問題だったのではないか。

事務局

事務局には行政書士、土地家屋調査士の方が来庁され、その時にはこの内容で決まったということで手続きの相談に来られました。不動産屋等から、事前にご相談があればそういうお話はさせていただきますが。

小林委員

業者の対応があまりよくなかったのでは。

事務局  
(北村局長)

この案件は進めてよろしいでしょうか。

小林委員

家はまだ建っていませんが手続きはもう本人同士も進めています。

議長  
(関谷会長)

下限面積については、最近の話なので、業者に対しても周知していくように。

小林委員

このために私道をわざわざ作っている。本来であればそこまでする必要はないと思うので。

議長  
(関谷会長)

委員の皆さんもいろいろ現場で相談受けるかもしれませんし、またアドバイスもできると思うので、ぜひお願いしたいと思います。

事務局  
(伴内次長)

下限面積の撤廃については、農地を農地として取得する場合の面積要件がなくなったということです、この案件は農地を宅地として転用して取得するということなので、下限面積の話とは違うものです。

一般の分家住宅は、目安は 500 m<sup>2</sup>まで、農家の場合は、1000 m<sup>2</sup>までのおおむねの目安があります。事前にご相談等があれば説明いたします。

議長  
(関谷会長)

事務局の説明が終わりました。意見等がありましたら発言をお願いします。

(質疑、意見なし)

質問ご意見ないようですので、質疑を打ち切り、採決に入りたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、質疑を打ち切り採決に入ります。「議第 2 号」について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、「議第 2 号」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「議第 3 号 新潟県農業会議会員の指名について」を上程いたします。議第 3 号について、事務局より説明をお願いします。

事務局  
(伴内次長)

議第 3 号「新潟県農業会議会員の指名について」説明いたします。この度の農業委員の改選に伴い、一般社団法人新潟県農業会議から会員の指名について求められています。

新潟県農業会議定款第 6 条第 4 項「普通会員たる資格を有する者は、この農業会議の目的及び業務に賛同する個人であって、次に掲げる者とする。第 1 号、県内の市町村に置かれる農業委員会会長又は当該農業委員会が指名した委員」と定められており、通例として農業委員会の会長がこの会員となっ

ております。農業委員の改選により新たに見附市からの会員の選出をお願いします。説明は以上です。

議長  
(関谷会長)

事務局の説明が終わりましたが、質疑、意見がありましたら、発言をお願いします。

(意見等なし)

質疑、意見等ないようですが、事務局から案がありますか。

事務局  
(伴内次長)

通例により、関谷会長にお願いしたいと思います。

議長  
(関谷会長)

事務局から、案が示されましたが、他に意見はありますでしょうか。

(意見等なし)

それでは、質疑を打ち切り採決に入りたいと思います。

(「異議なし」の声)

「議第3号」について、「新潟県農業会議 会員の指名」について、会長が務めることと、決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、「議第3号」は、会長が務めることに決定しました。

議長  
(関谷会長)

次に、「議第4号 専門部会の構成について」を上程いたします。

各委員の専門部会については、あらかじめ希望を提出していただいておりますが、専門部会設置規程第3条により総会に諮って決めるとあります。会長及び会長代理を除く農業委員10名、農地利用最適化推進委員12名の中から、農業委員等の経験のある方のうちから、地域・年代に偏りがなく、選考委員を指名したいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。それでは、そのように取り計らいます。

農業委員より、小杉義光委員、三本友子委員。農地利用最適化推進委員より、佐藤剛委員、石田庄作委員。以上の４名でございます。それでは別室で選考をお願いいたします。暫時休憩いたします。

【休憩】

議長  
（関谷会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
ただ今から、選考の結果を委員長の佐藤剛委員からご報告願います。

佐藤剛委員

報告します。選考委員会で慎重審議の結果、事前希望を尊重しながら部会１１人の構成は、農業委員５人、農地利用最適化推進委員６人が適当と考えました。農業委員は地域に偏ることなく、また、農地利用最適化推進委員は各地区で農地部会１人、農政部会１人とししました。なお、農業委員等経験者の配属に偏りのないよう配慮し、選考いたしました。それでは、発表したいと思います。

齋藤高央委員 農政部会、渡邊和明委員 農地部会、小林平仁委員 農政部会、三本友子委員 農政部会、齋藤義夫委員 農地部会、三沢 孝喜委員 農政部会、高橋行雄委員、農地部会、小杉義光委員 農政部会、櫻井政志委員 農地部会、山田久栄委員 農地部会

次に、農地利用最適化推進委員の方です。太田佐利委員 農地部会、廣瀬吉春委員 農政部会、池田智明委員 農地部会、平井忠勝委員 農政部会、小川浩幸委員 農政部会、矢澤一仁委員 農地部会、星野和成委員 農政部会、三本一男委員 農地部会、石田庄作委員 農政部会、小林仁志委員 農地部会、佐藤剛委員 農政部会、鈴木英史委員 農地部会。

以上ご報告申し上げます。

議長  
（関谷会長）

ありがとうございました。ただいま選考委員長から報告の通り決定することに、異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、専門部会委員の構成は、報告のとおり決定いたしました。

次に、専門部会の正副部会長ですが、構成員の互選となります。構成員は、ただ今決定しました部会ごとに別れて互選をお願いします。

農地部会はこの場所で、農政部会は402会議室をお願いします。それでは暫時休憩いたします。

【休憩】

議長

(関谷会長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、各専門部会の正副部長が決定しましたのでご報告します。

農地部会長に櫻井委員、同副部長に鈴木委員。農政部会長に小林平仁委員、同副部会長に佐藤剛委員が選任されました。どうぞよろしくお願いします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和5年7月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後4時25分 閉会)